

《Labor Communication 2016・4》

先日、神戸に住んでいた時によく通っていたパン屋さんに行ってきました。いつも買っていたのがオレンジデニッシュ。甘すぎず中身はふんわり、焼くと外側がほんのり焦げてとっても美味しいんです！約6ヶ月ぶりに行ったのですが、当時よりお客様が増えお目当てのオレンジデニッシュが無く、メープルデニッシュを買いました。お会計でオーナーさんが「今日はオレンジが無くてごめんなさいね。」いつも会話をすることがなかったのですが、思いがけないその一言がとっても嬉しく思いました。言葉がけて大切ですね❀（佐々木香里）

**標準報酬の  
上限改正**

**★健康保険の標準報酬月額の上限額が上がります。**

①標準報酬月額について、3等級区分が追加され、その上限の額が139万円とされます。

＜改正前＞			＜改正後＞		
等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上	第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
			第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
			第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
			第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対して、4月中に年金事務所より「標準報酬改定通知書」が送付されます。

②標準賞与額について、その上限（年度の累計額）が573万円とされます。

＜改正前＞	＜改正後＞
標準賞与額の上限（年度の累計額） 5,400,000円	標準賞与額の上限（年度の累計額） 5,730,000円

**雇用促進税制！延長**

**★延長！H30.3.31まで！（個人は、30.12.31まで）**

23年度から始まった雇用促進税制。決算の末日から2か月以内に計画をだして、事業年度中に雇用者を基準人数以上増やした場合は、1人につき40万円税額控除を行うというものです。それが延長されました。過去にこの計画をだした事業所の数は下記のとおりです。



26年度	大阪	6133件	京都	1351件	兵庫	1940件	奈良	432件
27年度	大阪	4914件	京都	1267件	兵庫	1786件	奈良	407件

\*2月末の決算の会社は、4月中に計画届を提出！「計画届だけは出しておく」ことをおすすめします。

**あすは社労士事務所**

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング814  
 電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253  
社会保険労務士 社会保険労務士 特定社会保険労務士  
 佐々木 香里 小野山 英男 小野山 真由美

★桜がほっこり心を和ませてくれますね。少し足を止めて緑の息吹を感じてください❀  
 ホームページ開設しました。毎月の事務所通信も載せてます！ <http://sr-ush.com/>